

8月の休館日

7日(月) 11日(祝・金) 14日(月) 20日(日)
21日(月) 28日(月)

浪江in福島ライブラリー きぼう
(仮設浪江図書館)

Tel・Fax 024(573)4295

e namielib@gmail.com

〒960-0241 福島市笹谷字片目清水30-8

◆貸出冊数 1人5冊まで ◆利用時間 9時~17時
※お気軽にご利用ください。



読んでみませんか



「詩集 昆虫の家」

根本昌幸/著
コールサク社2017

浪江町の詩人 根本さんの震災後2番目の詩集です。ライフワークのひとつである「虫」をテーマにした詩の群れ。

虫たちのおしゃべりが、ほら聞こえてきますよ…



「ちょっと今から仕事やめてくる」

北川恵海/著 KADOKAWA2015

ブラック企業に勤めて心身共に衰弱した隆は、無意識に線路に飛び込もうとしたところを「ヤマモト」と名乗る同級生に助けられた。

気になった隆がネット検索をすると、ある男のニュースが出てきたのだが…スカッと最後は泣ける、全ての働く人達に贈る人生応援ストーリーです。



「アンマーとぼくら」

有川 浩/著
講談社2016

親孝行のために休暇をとり、沖縄に帰ってきたリョウは「おかあさん」と3日間を過ごす。観光

を続けるうちに何かがおかしいことに気がつきますが…

父と息子、再婚相手の「おかあさん」との家族の絆が描かれています。

沖縄の青い海、風景を思い浮かべながら読んでみてください。

※アンマーとは沖縄の方言で「母親」を意味する

今回は、寄与分について説明します。

寄与分

寄与分も特別受益と同じように相続人間の公平を図るために認められた制度です。特別受益の場合とは逆に、子供の貢献により親の財産が増えるということがあります。その分を無視して遺産を分配すると不公平になることから、その分だけ寄与分と認められる人の相続分を増やす制度です。

まず、寄与分がどのような場合に認められるかですが、妻が夫の事業を手伝い、事業を拡大することに特別な貢献があり、それによって夫の財産が増加した場合が典型的な場合となります。妻と夫がそれぞれお金を出し合って、夫名義の家を購入することによって夫の財産が増える場合も当たりますし、夫が本来であれば付添看護をする人を雇わなければならないような状態であるが、妻が看護に特別な貢献をし、付添看護人を雇わずに済み、その分財産が維持できた場合も寄与分が認められる場

合に当たります。貢献したのが子供等の他の相続人の場合ももちろん当たります。

寄与分がいくらになるのかについては、相続人の協議で決めることになっていますが、協議がまとまらないときは、裁判所に決めてもらうこととなります。不動産購入にお金を出した場合などは金額を決めやすいでしょうが、事業拡大に貢献した場合などは、計算がしにくくなるでしょう。

寄与分が認められると、遺産から寄与分を除いて、相続人の取り分を決め、寄与分が認められた相続人は、その決められた取り分に寄与分を足したものを貰えることとなります。例えば、遺産が300万円、相続人が妻と子供1人の場合で妻に100万円の寄与分と認められた場合は、300万円から100万円を差し引いた200万円を法律に基づいて分け(妻100万円、子供100万円)、妻の取り分はその金額に寄与分の100万円を足して200万円となります。

寄与分の説明は以上です。今回は、相続放棄について説明し

いつか役に立つ

法律知識

No.8



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)